

【諮詢事項1】

浦添市が公募により選定する社会福祉法人に対し、合同宿舎前田住宅敷地の一部について、保育園用地として貸付けを行うとともに、浦添市に対し、同宿舎構内通路を市道敷地として譲与することについて

1. 財産の概要

貸付けを予定している財産（16及び17号棟跡地）

所 在 地：沖縄県浦添市前田1丁目1504番1 外

区分・数量：土地・2,090.34m²

譲与を予定している財産（構内通路）

所 在 地：沖縄県浦添市前田1丁目1番6 外

区分・数量：土地・3,995.09m²

2. 財産の沿革

本財産は、昭和48年から平成元年にかけて国家公務員宿舎建設のための民有地を買収し、昭和49年から平成6年までの間に整備が行われたものである。

3. 位置及び現況

本財産は、浦添市に所在し、浦添市役所から東方へ約1.5キロ、沖縄都市モノレール「首里駅」から北東方に2.5キロに位置する合同宿舎前田住宅である。

4. 処理方針等

(1)16及び17号棟跡地

相 手 方 浦添市が公募により選定する社会福祉法人

利用計画 法人保育園用地

処理方針 定期借地制度を活用した貸付

適用法令 会計法第29条の3第5項

予算決算及び会計令第99条第21号

(2)構内通路

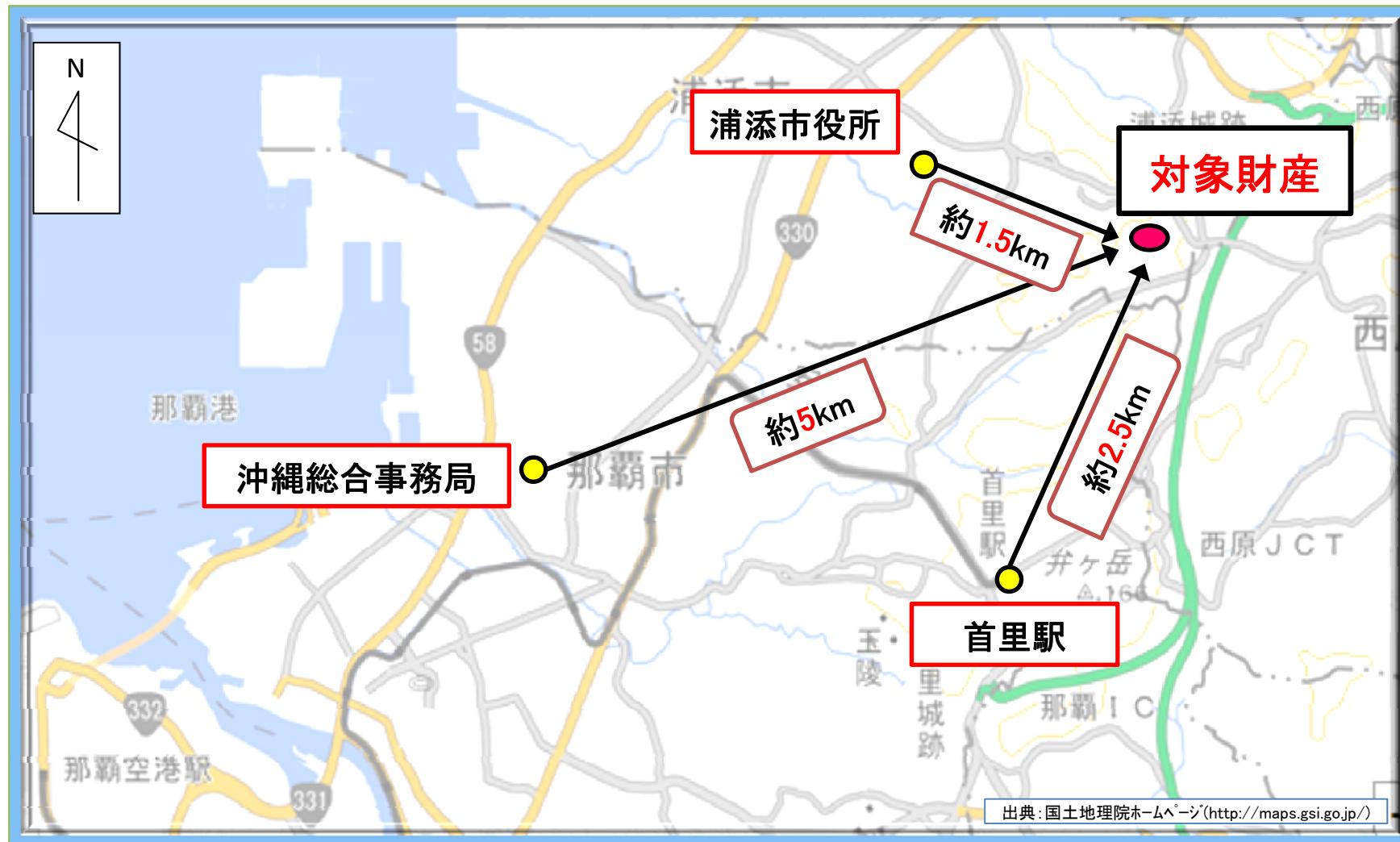
相 手 方 浦添市

利用計画 浦添市道前田線

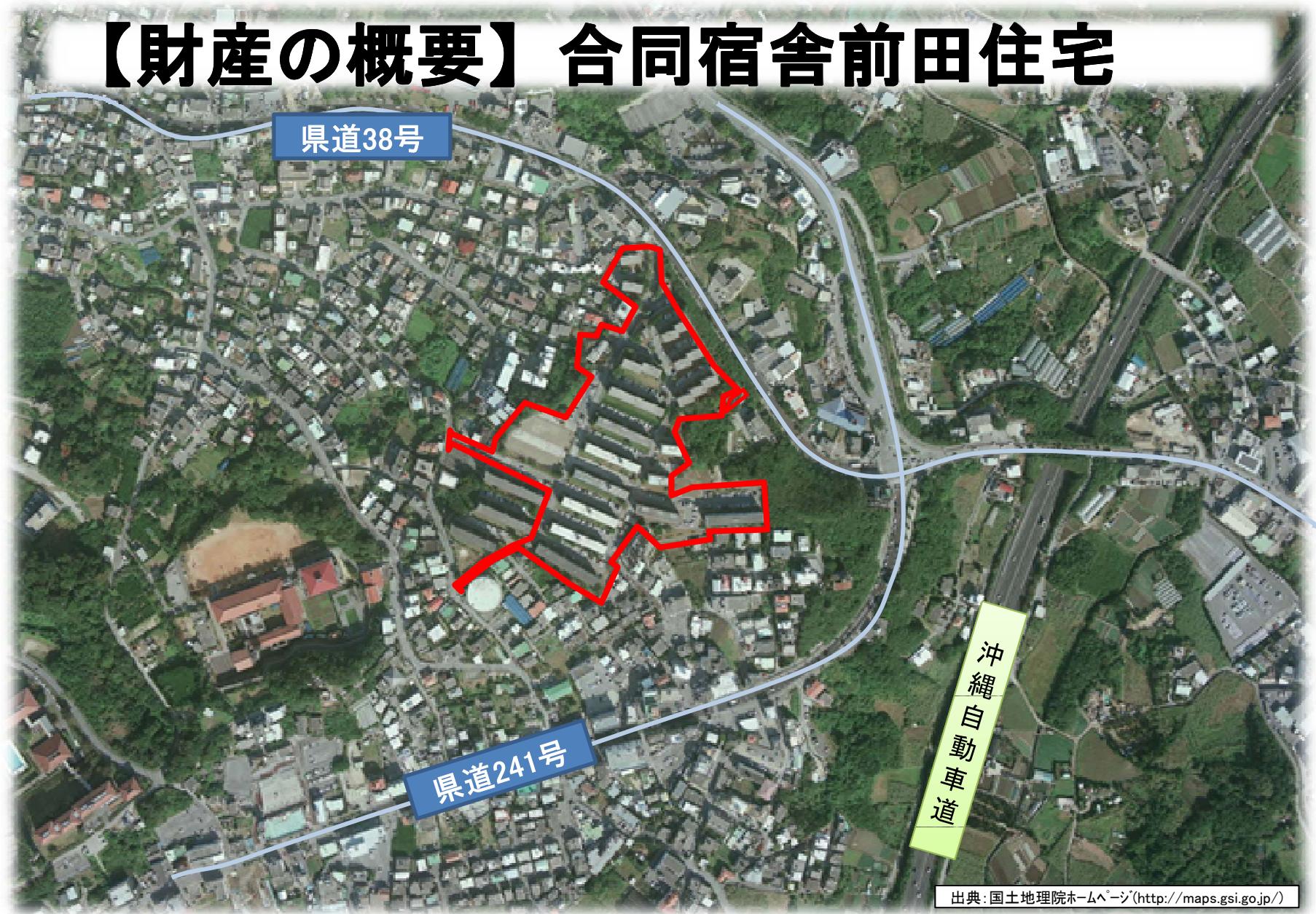
処理方針 譲与

適用法令 道路法第90条第2項

【財産の位置】



【財産の概要】合同宿舎前田住宅



出典:国土地理院ホームページ(<http://maps.gsi.go.jp/>)

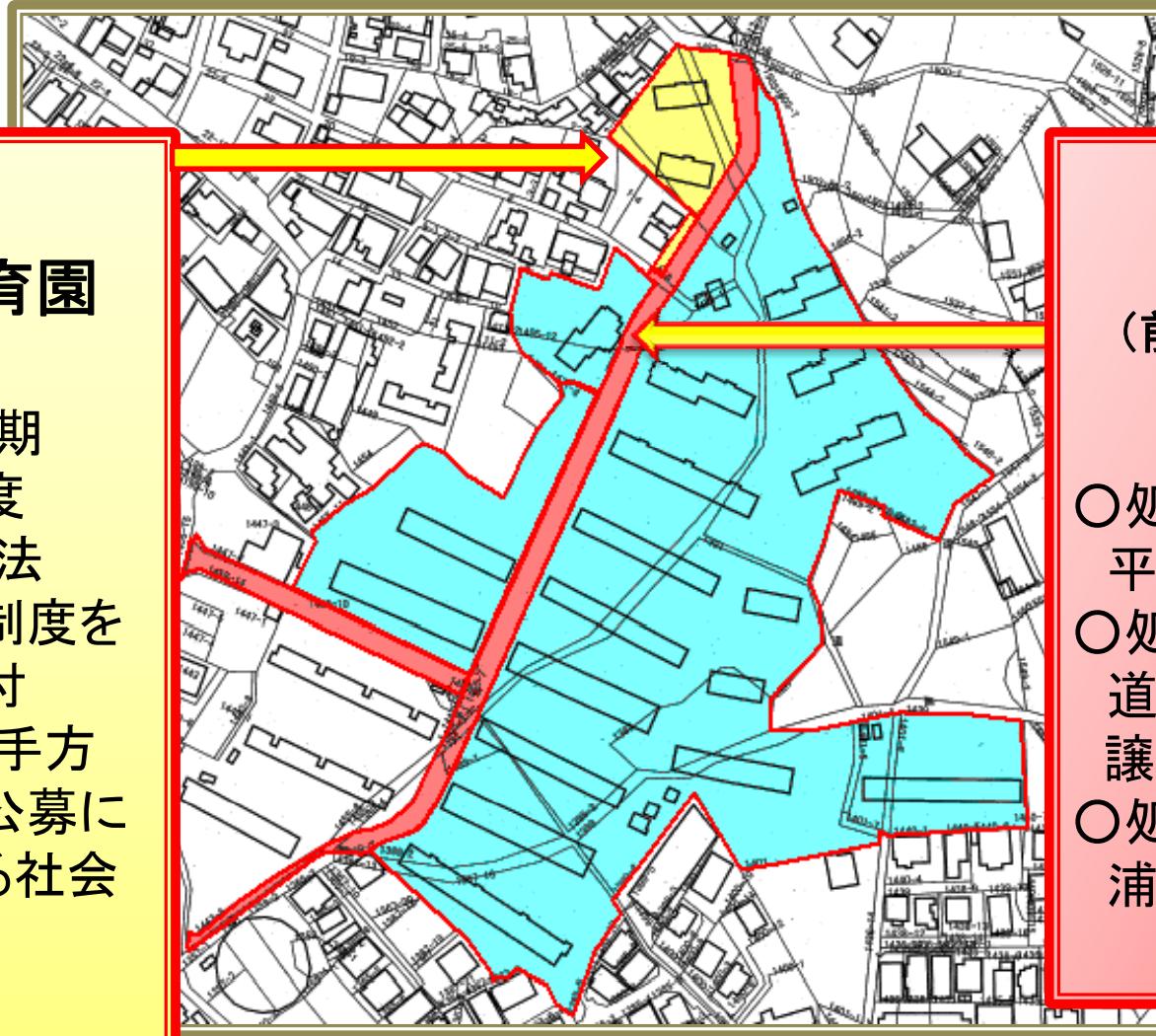
【利用計画】

法人保育園

- 処分等時期
平成28年度
- 処分等方法
定期借地制度を
活用した貸付
- 処分等相手方
浦添市が公募に
より選定する社会
福祉法人

市道 (前田線その1 ・その2)

- 処分等時期
平成28年度
- 処分等方法
道路法第90条
譲与
- 処分等相手方
浦添市



出典:浦添市(この図面は権利関係には使用できません)

【諮詢事項 2】

名護市(名護市教育委員会)に対し、財務省所管の普通財産を真喜屋運動広場用地の一部として売払いすることについて

1. 財産の概要

売払いを予定している財産

所 在 地 : 沖縄県名護市字真喜屋黒崎889番3

区分・数量 : 土地 7, 121. 59m²

2. 財産の沿革

本財産は、羽地奥武橋の橋台付近から広範囲に土砂が堆積し形成された土地で、昭和40年4月に海岸保全区域に指定され、国土交通省所管の公共海岸として管理されてきた。

3. 位置及び現況

本財産は、名護市に所在し、名護市役所の北東方約7. 5kmに位置する真喜屋海岸の旧護岸用地の一部で、区有地を介し真喜屋運動広場に隣接している。

平成27年12月22日に用途廃止され、国土交通省から財務省へ引き継ぎを行い、財務省所管普通財産として沖縄総合事務局財務部が管理を行っている。

4. 処理方針等

相 手 方 名護市

利用計画 真喜屋運動広場(国有地部分は、駐車場及び護岸を整備予定)

処理方針 時価売払

適用法令 会計法第29条の3第5項

予算決算及び会計令第99条第21号

【財産の位置】



【財産の概要】

真喜屋海岸(公共海岸)

対象財産

7,121.59m²

○土砂の自然堆積により発生した土地

【財産の利用計画】

・護岸整備

・駐車場
駐車台数103台

区有地(真喜屋区)
2,341.26m²(概算)

・クレイ舗装
・全天候型舗装整備

